

平成21年度 九州管内の電波監視概況

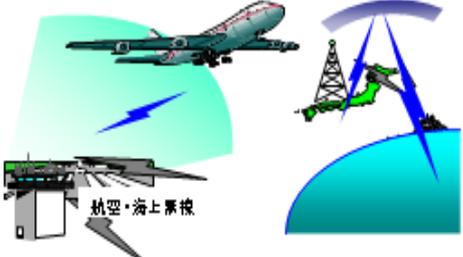
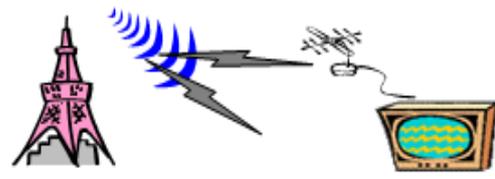
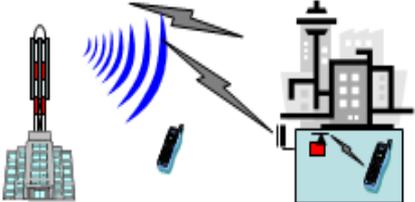
平成21年度における九州管内の電波監視概況を以下のとおり取りまとめました。

当局では、安心して電波を利用するための電波利用環境を確保するため、今後も継続して混信妨害への迅速・的確な対応、不法・違法無線局対策等を推進して参ります。

1 混信妨害等の申告概況

- 平成21年度の申告件数は269件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
 - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告 48件 (18%)
 - タクシー無線やテレビなど一般の無線通信に関する申告 207件 (77%)
 - パソコンやオーディオ機器など電子機器に関する申告 14件 (5%)
- 申告のあった269件への措置状況は以下のとおり。
 - 調査・対策指導により解消したもの 149件
 - 調査中に自然消滅したもの 94件
 - 翌年度に継続調査となったもの 26件

【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】

<p>航空/海上無線通信システムへの混信・妨害</p>  <p>人や物資の安全輸送に重大な支障を及ぼす(衝突事故等の非常事態に至る恐れ)</p>	<p>放送中継局への混信・妨害</p>  <p>放送エリア内の全ての受信世帯で画像、音声が乱れる(避難警報等の緊急放送が伝わらない恐れ)</p>
<p>携帯電話中継システムへの混信・妨害</p>  <p>ビルの地下御に設置された不法携帯電話中継装置等からの妨害電波により、特定エリアで通信不通になる(警察署、消防署への緊急通報等が行えない恐れ)</p>	<p>消防/防災無線への混信・妨害</p>  <p>病院等との連絡が取れず救急・救命活動に重大な支障を及ぼす(病院搬送の遅れから致死に至る恐れ)</p>

2 不法無線局対策の状況

- 平成21年度の共同取締りは、13回実施し摘発局数は26局で内訳は以下のとおり。

- 不法アマチュア無線 13局
- 不法パーソナル無線 7局
- 不法市民ラジオ 6局

(参考) 不法無線局は、テレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、警察署と共同取締りを実施している。



- アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導しており、平成21年度は440局に対して指導を行った。本年度は、特に小型漁船の無線局(1W DSB)について、福岡県(141局)及び宮崎県(68局)において指導強化の取り組みを実施した。

- 日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機(FRS/GMRS)に対し、電波監視を行い、使用を確認した場合は使用の停止等の指導を実施している。

(参考) FRS: Family Radio Service (米国内で使用)、GMRS: General Mobile Radio Service (米国内で使用)



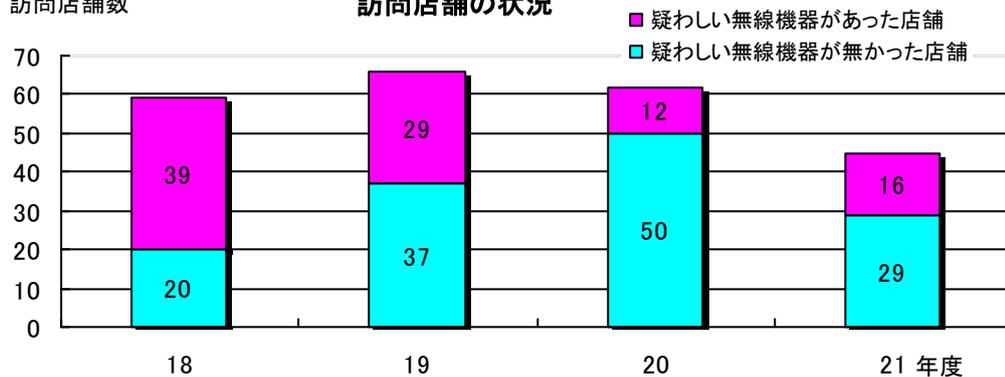
3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施している。

- 市民への周知・啓発として6月にテレビCM(230本)、電車中吊りポスター(約1300枚)等を実施。
- 不法無線機器が出回らないよう、長崎県内の家電量販店、ディスカウント店等45店舗を訪問し、電波利用ルールの周知や違法機器販売に関する注意喚起等を実施。

訪問店舗数

訪問店舗の状況



平成21年度 九州電波監視業務統計

図1-1 混信妨害申告の種類別内訳

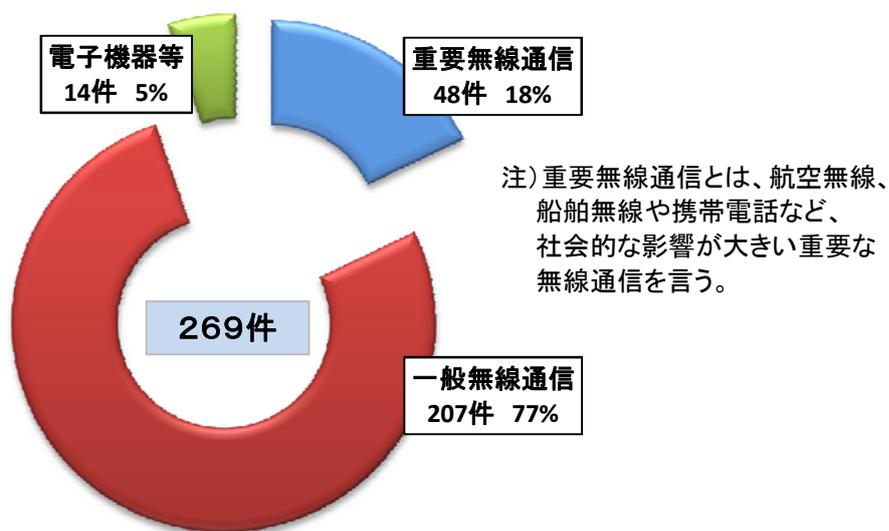


図1-2 混信妨害申告の県別内訳

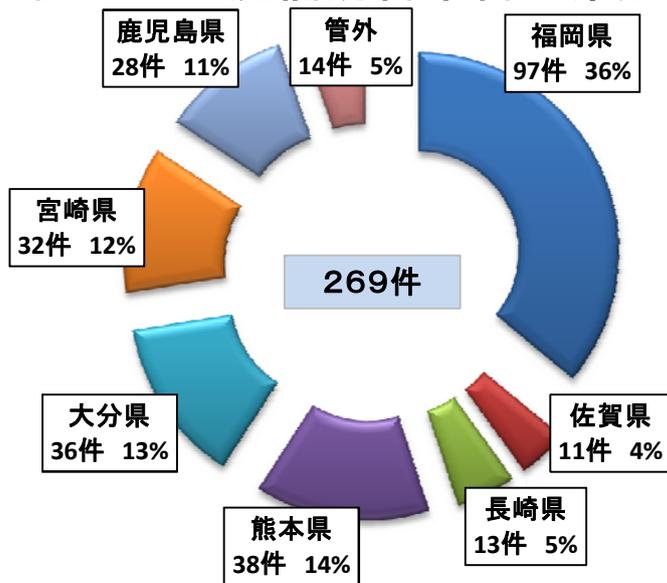


図1-3 混信妨害申告の年度別推移

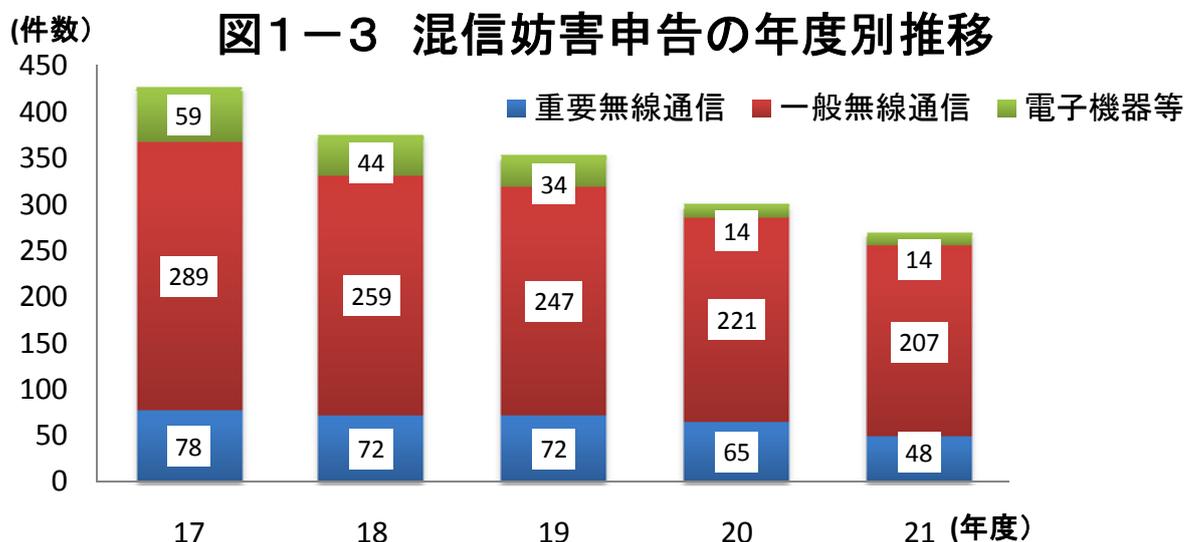
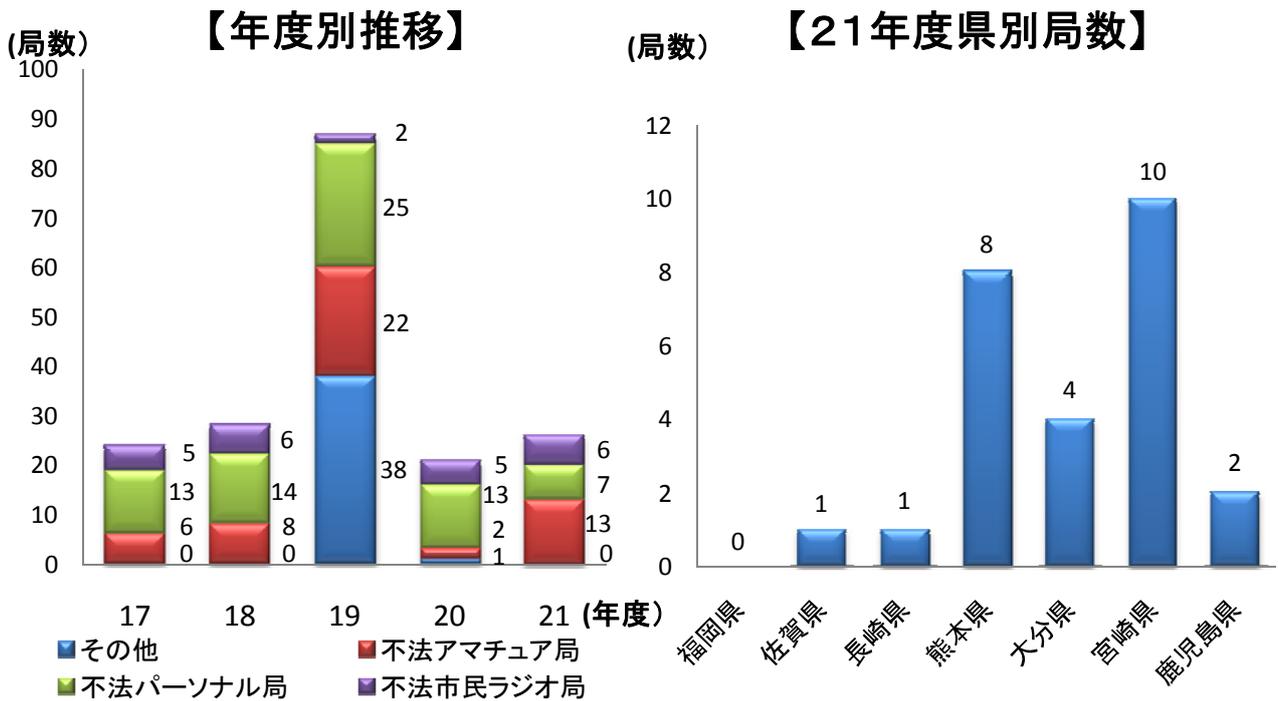
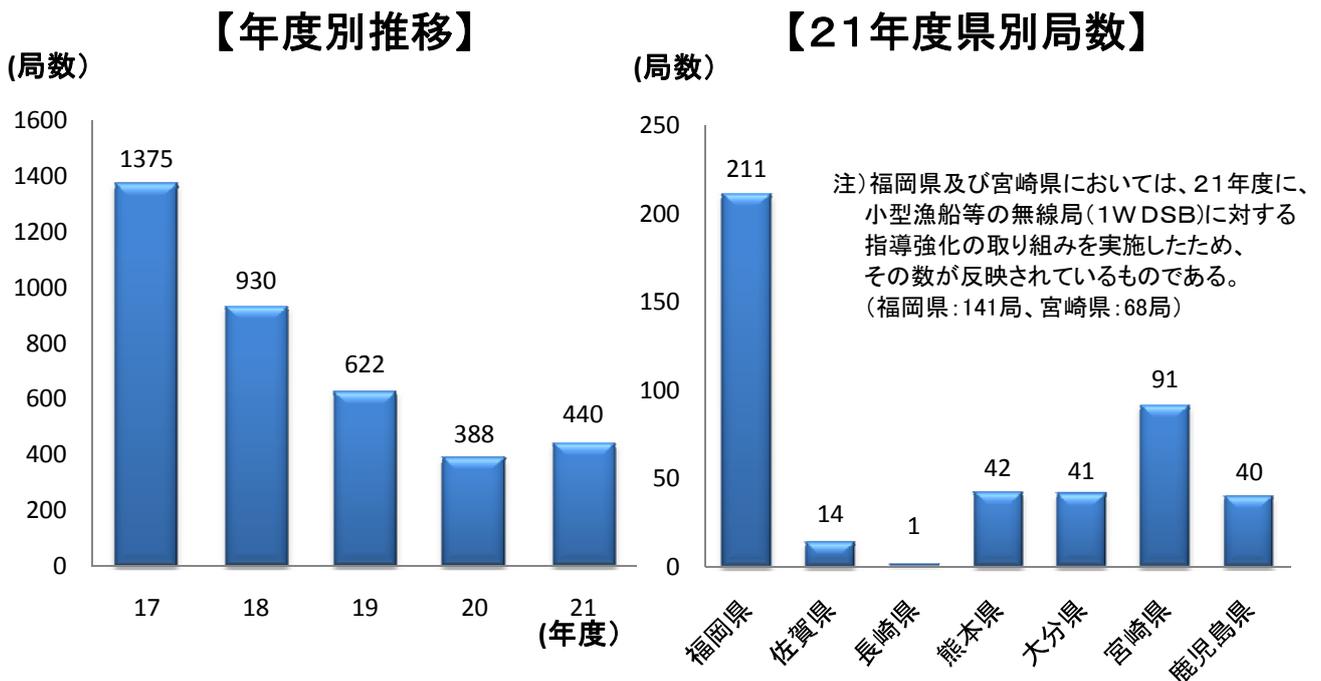


図2-1 警察署・海上保安部との共同取締りによる摘発局数



- ・ 不法アマチュア局： 免許を受けずに開局し、指定された以外の電波の使用により、警察、消防、救急用無線に妨害。
- ・ 不法パーソナル無線： 正規のパーソナル無線を改造し、指定された以外の電波を使用。携帯電話、防災行政無線に混信・妨害。
- ・ 不法市民ラジオ： 電力増幅器を付加し、非常に強力な電波を発射。テレビ、ラジオ等に混信・妨害。

図2-2 不法無線局に対する文書指導実施局数



アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するように文書指導を実施。

平成 2 1 年度の主な措置事例

◆ 運転代行業務用にアマチュア無線を不法開設

平成21年4月、免許を受けないで無線局を開設し運転代行業の業務通信を行っていた事務所を特定し、宮崎県内において警察署との共同取締りにより電波法第4条違反で摘発しました。

◆ アマチュア無線による消防無線への混信

平成21年9月、大分県内の消防無線に混信を与えていたアマチュア局の免許人に行政処分(無線局の運用停止処分及び無線従事者の従事停止処分)を行いました。免許人は改造されたアマチュア無線機から誤って電波発射を行っていたもので、電波法第53条等に違反したものです。

平成20年8月の申告受付後、現地調査にて電波法違反を確認し、違反調査を実施の上、行政処分を行いました。

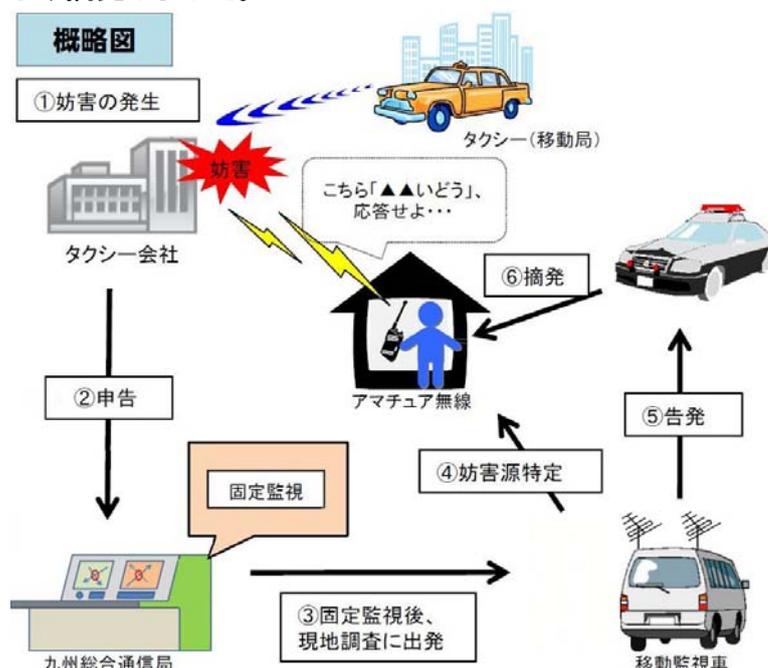
◆ 屋外広告塔(LEDビジョン)による消防無線への混信

平成21年12月、鹿児島県内の消防無線に混信を与えていたパチンコ店の屋外広告塔(LEDビジョン)を特定し、その設備の所有者に混信妨害の除去を指導しました。LEDビジョンから不要電波が発射されており、設備の改修の結果、混信が解消しました。

◆ 改造アマチュア無線機によるタクシー無線への混信妨害

平成22年3月タクシー業務用無線に混信妨害を与えていたアマチュア無線家宅を特定し、福岡県八女警察署に告発しました。改造したアマチュア無線機を使用し、本来アマチュア無線局に許されていない周波数の電波を発射し、タクシーの無線通信に混信・妨害を与え、タクシーの配車業務を妨害していました。

平成21年11月の申告受付後、現地調査にて電波法違反を確認し、警察署との共同取締りにより摘発しました。



◆ その他(キーレスエントリー等微弱無線機器への障害)

平成22年2月、八女市より、市内の住宅地でキーレスエントリーが動作しないとの申告を受け、調査したところ、周辺の家屋に設置されていた無線方式の監視カメラが故障していたため妨害電波を発射していたことが分かりました。監視カメラを設置していた家屋の住人に、市を通じて状況を説明して障害を解消しました。

【参考】電波法(抜粋)

(無線局の開設)

第4条 **無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。**ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。(以下略)

(混信等の防止)

第56条 **無線局は、他の無線局**又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものに**その運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。**但し、第52条第1号から第4号までに掲げる通信については、この限りでない。(以下略)

電波監視業務概要

- 1 混信妨害等への対応
申告を受けると電波監視システム (DEURAS) の活用や現地調査等により混信妨害を排除しています。
- 2 不法無線局の取締り (不法無線局: 免許を受けないで使用している無線局)
警察署の協力を得て不法無線局の搭載が疑われる走行車両に停止を求め、必要な調査を行い、不法無線局と認められるものを摘発しています。
また、不法無線局に用いられるアンテナを搭載している車両所有者等に警告文書による指導を行っています。
- 3 違法無線局の取締り (違法無線局: 免許されていない電波を使用するなど電波法違反の無線局)
電波監視システム (DEURAS) の活用や現地調査等により違法行為の事実を確認し、法令に基づき所要の行政処分を行います。

電波監視システム (DEURAS) の概要

DEURASは、熊本市内にあるセンタ局と九州管内の47箇所に設置されたセンサ局から構成されています。センサ局は、センタ局からの遠隔制御により、モニター (聴音) したり電波発射源の方位等を測定して、その位置等を特定することができるものです。

混信妨害源の探査概念図

